

★平成31（2019）年10月から利用者負担額が変更となる可能性があります。

### 平成31年度 利用者負担額表（1号認定子ども）

区分	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子ども (お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合)
利用先	認定こども園、幼稚園

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯を含む。）	0 円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割の額が非課税の世帯を含む。)	2,500 (0)
C1	A階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上77,100円以下 7,200 (3,600)
C2		77,101円以上120,600円以下 11,200 (5,600)
C3		120,601円以上211,200円以下 13,200 (6,600)
C4		211,201円以上 14,200 (7,100)

備考1 B階層又はC1階層に属する世帯のうち、支給認定保護者と生計を一にする児童等（年齢にかかわらず支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者又は支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下同じ。）を2人以上有し、当該児童等のうち、出生順位が第2位の者の利用者負担額は、（ ）内の金額を適用する。

2 C2階層からC4階層までに属する世帯のうち、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有する就学前子どものうち最年長者の利用者負担額は、（ ）内の金額を適用する。

3 B階層又はC1階層に属する世帯のうち、支給認定保護者と生計を一にする児童等を3人以上有し、当該児童等のうち、出生順位が第3位以降の者の利用者負担額は、利用者負担額表の規定にかかわらず0円とする。

4 B階層からC4階層までに属する世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、利用者負担額表及び備考1又は備考2の規定にかかわらず0円とする。

(1) 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している兄又は姉を1人以上有する場合

(2) 同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が現に養育され、かつ、当該児童のうち、出生順位が第3位以降の場合

5 B階層に属する世帯のうち、次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、利用者負担額表及び備考1の規定にかかわらず0円とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 在宅障がい児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

6 C1階層に属する世帯のうち、備考5（1）及び備考5（2）に規定する世帯のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、利用者負担額表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。なお、この場合であっても、備考1並びに備考3及び備考4の規定は、適用があるものとする。

階層区分	利用者負担額（月額）
C1	2,500 (0) 円